

委託業務 概要書

市長	副市長	総務部長	部長	企画監	課長	課長補佐	係長	審査	設計	係員
執行年度	令和8年度									
業務名	令和8年度稲敷市あずま北小学校プール及び付属棟解体工事実施設計業務 起工設計書									
工事場所	稲敷市伊佐部1673番地（あずま北小学校）									
施工方法	請負					原契約年月日 令和 年 月 日				
履行期間	契約締結の翌日 から					令和 8 年 10 月 30 日 日間				
請負人										
費目	起工	第1回変更	増減(△)	変更請負に付する業務価格 =変更積算業務価格×請負比率						
起工額	円			請負比率= $\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め)						
請負に附する額 又は請負額	円									
業務価格	円			変更積算業務価格 円						
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額	円			請負比率						
請負決定額				変更業務価格 円						
業務概要										
内容			数量							
稲敷市あずま北小学校プール及び付属棟解体工事実施設計業務										一式
変更理由	-----									

あずま北小学校プール及び附属棟解体工事位置図



特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 令和8年度稲敷市立あずま北小学校プール及び附属棟解体工事実施設計業務

2 施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

稲敷市立あずま北小学校

(2) 工事場所

稲敷市伊佐部1673番地

(3) 施設用途 屋外プール及び附属棟

(4) 施設一覧

施設	構造	階数	建築面積
あずま北小屋外プール	RC造一部鉄骨	1階	1,677.00㎡

3 設計と条件

(1) 工事内容

項目	内容
解体工事	屋外プール及び附属棟の解体工事

(2) 敷地の条件

- ア 上水道 公共水道
- イ 汚水排水 公共下水道

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般事項

受託者は、施工者が設計内容を正確に読み取り、設計意図に合致した設備を的確に造ることができるよう、また、工事費を適正に積算することができるように、デザインと技術の両面にわたり細部の検討を更に行う。

実施設計作成について、概算数量による工事費内訳書を提出し、コストコントロールを行い委託者の承諾を得ること。

受託者は、この作業結果を、建築物を詳細に規定するものとして、実施設計図書の形にまとめ発注者の承諾を得る。

ア 一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項により、実施設計につ

いては、同項第 2 号の規定とする。

- イ 管理技術者及び各担当主任技術者は、主要な打合せ、本業務に関する会議等に出席しなければならない。ただし、監督職員に承諾を得た場合はこの限りではない。
- ウ 委託者及び関係官庁等との協議を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度監督職員に報告し承諾を得なければならない。また、業務完了時には記録簿を取りまとめのうえ提出する。
- エ 受託者は、監督職員の指示する本業務に関する事項について、監督職員の承諾を受ける。
- オ 仮設計画は生徒の通学、動線の確保を考慮すると共に、安全を最優先し計画すること。
- カ 材料及び仕上等の選定に当たっては堅牢を旨とし、将来の保守点検の難易を考慮すること。特に特注品は避けること。

(2) 一般業務の範囲

ア 実施設計

- ・建築物解体実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(3) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務

- ・建築物解体積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・概略工事工程表の作成
- ・その他本業務完成に必要な資料の作成及び手続き

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務においては、国土交通省が制定する技術基準を遵守する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が適用となる技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共通

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・小学校設置基準

イ 建築

- ・解体工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築物解体工事標準仕様書
- ・建築設計基準

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準様式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

オ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 提出書類

ア 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

イ 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ① 業務計画
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 成果品の部数
- ⑥ 使用する主な図書及び基準
- ⑦ 連絡体制（緊急時含む）

(4) 業務計画書には、上記に掲げるもののほか、次の内容を記載する。

- ① 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
- ② 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- ③ 工事費の算出について
- ④ 関係者への説明支援について

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲と履行期限

本業務の履行期限 令和8年10月30日（概算工事費積算については令和8年10月15日）

イ 成果物の提出場所

稲敷市教育委員会スポーツ振興課

3 成果物、提出部数等

(1) 受託者は、業務が完了したときは、遅延なく次の設計図書を提出しなければならない。

ア	設計内訳書(数量、金額入り)	1部
	設計内訳書(金額除き)	1部
イ	設備設計計算書	1部
ウ	積算数量算出書	1部
エ	特記仕様書	1部
オ	その他特に依頼した事項	1部
カ	その他各種資料	1部
キ	上記の電子データ	1枚(CD-R等)
ク	設計図書製本(A3二つ折り)	2部

(2) 特記仕様書等の電子データはWordにより作成すること。

(3) 設計内訳書及び積算数量算出書の電子データはExcelにより作成すること。

(4) 設計図の電子データはCAD及びPDFにより作成すること。なお、図面ごとにファイルを分割すること。

(5) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

稲敷市立あずま北小学校プール及び附属棟解体工事実施設計業務内訳書

番号	名 称	業 務 数	単 位	単 価	金 額	備 考
1	直接人件費		人・日			
2	諸経費					
3	技術等経費					
	小計					
	消費税相当額	10%				
	合計					

